

電気料金メニュー約款
(ICC でんき)

取次事業者：株式会社エネクスライフサービス

小売電気事業者：九電みらいエナジー株式会社



伊藤忠エネクスグループ

株式会社エネクスライフサービス

目次

第1条 適用	1
第2条 定義	1
第3条 料金メニュー約款の変更	1
第4条 契約種別	1
1. ICC でんき B	1
(1) 適用条件	1
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	1
(3) 契約電流	1
(4) 電気料金	1
2. ICC でんき C	2
(1) 適用条件	2
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
(3) 契約容量	2
(4) 電気料金	2
3. ICC でんき E ライフ	3
(1) 適用条件	3
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	3
(3) 契約容量	3
(4) 時間帯区分	4
(5) 電気料金	4
4. ICC でんきスマート	5
(1) 適用条件	5
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	5
(3) 契約容量	5
(4) 時間帯区別	5
(5) 電気料金	6
5. ICC でんきスマート（朝とく）	6
(1) 適用条件	6
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数	6
(3) 契約容量	6
(4) 時間帯区別	7
(5) 電気料金	7
6. ICC でんきスマート（夜とく）	7
(1) 適用条件	7

(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	7
(3)	契約容量.....	8
(4)	時間帯区別.....	8
(5)	電気料金.....	8
7.	ICC でんき低圧電力.....	9
(1)	適用条件.....	9
(2)	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	9
(3)	契約電力.....	9
(4)	電気料金.....	10
(5)	その他.....	10
附	則.....	11
別紙 1	負荷設備の入力換算容量.....	12
別紙 2	休日等.....	16
別紙 3	契約負荷設備の総容量の算定.....	17
別紙 4	夜間蓄熱式機器.....	18

第1条 適用

この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、当社が九電みらいエナジー株式会社が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで中部電力パワーグリッド株式会社の供給エリアへ取り次ぐときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める最低料金、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本約款の定めを準用いたします。

第2条 定義

以下の用語は、料金メニュー約款において、それぞれ以下の意味で使用し、その他の用語については、本約款に規定するところによります。

1. 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
2. その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

第3条 料金メニュー約款の変更

1. 当社は、料金メニュー約款を変更する場合には、本約款第3条（電気需給約款等の変更）を適用します。この場合、本約款第3条（電気需給約款等の変更）において、「本約款」を「料金メニュー約款」と読み替えて適用します。
2. 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、料金メニュー約款に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金は、変更後の料金メニュー約款によります。

第4条 契約種別

1. ICC でんき B

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要であるものに適用し、契約電流が20アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であることとします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツ（長野県の一部は50ヘルツ）といたします。

(3) 契約電流

- (a) 契約電流は、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (b) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (c) 電気の使用実態に応じ、(a)または(b)で定めた契約電流が不適当と当社が認める場合においては、当社はその理由を通知の上、お客さまと協議により、契約電流の変更をすることができるものとします。

(4) 電気料金

1月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー

の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 6 キロボルトアンペア	1,926 円 84 銭
上記超過契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 43 銭
上記超過 1 キロワット時につき	25 円 05 銭

3. ICC でんき E ライフ

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(b) (4)（時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(3) 契約容量

(a) 原則として次のいずれかにより、契約容量を定めます。

(イ) 契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(b) 別紙 4 (夜間蓄熱式機器) に定める小型機器 (以下「夜間蓄熱式機器」といいます。) を使用される場合は、(a)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の (イ) によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が (ロ) によってえた値以上となる場合は、(イ) によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として(a)に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

(4) 時間帯区分

時間帯の区分は、次のとおりといたします。

(a) デイタイム

毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 2 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。

(b) ホームタイム

別紙 2 (休日等) に定める日以外の毎日午前 7 時から午前 9 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別紙 2 (休日等) に定める日の午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(c) ナイトタイム

デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

(5) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が本約款別紙 4 (燃料費調整) 別表 (燃料費調整単価算出係数等) に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定める X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,250 円 84 銭
---------	--------------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,051 円 40 銭
---------------------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	36 円 36 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	26 円 00 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	13 円 92 銭
-------------	-----------

4. ICC でんきスマート

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として10キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が10キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数60ヘルツ（長野県の一部は50ヘルツ）といたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

(a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。

(b) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

(4) 時間帯別

時間帯の区分は、次のとおりといたします。

(イ) デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別紙2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) ホームタイム

別紙2（休日等）に定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5

ルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

(4) 時間帯別

時間帯の区分は、次のとおりといたします。

(イ) デイタイム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 2 (休日等) に定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) ホームタイム

別紙 2 (休日等) に定める日以外の毎日午前 9 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時までの時間ならびに別紙 2 (休日等) に定める日の午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(ハ) ナイトタイム

デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

(5) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4 (燃料費調整) 1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4 (燃料費調整) 3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,338 円 44 銭
---------------------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 80 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 61 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	16 円 52 銭
-------------	-----------

6. ICC でんきスマート (夜とく)

(1) 適用条件

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則として 10 キロボルトアンペア以下であること。ただし、契約中に契約電力が 10 キロボルトアンペアを超過した場合、別途超過分の電気料金の請求を行うもしくは解除する場合がございます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすること

があります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

- (a) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (b) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732 ×1/1,000

(4) 時間帯別

時間帯の区分は、次のとおりといたします。

(イ) デイタイム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。ただし、別紙 2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) ホームタイム

別紙 2（休日等）に定める日以外の毎日午前 7 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 9 時までの時間ならびに別紙 2（休日等）に定める日の午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

(ハ) ナイトタイム

デイタイムおよびホームタイム以外の時間をいいます。

(5) 電気料金

1 月の料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,338 円 44 銭
---------------------------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

1 キロワット時につき	38 円 80 銭
-------------	-----------

(ロ) ホームタイム

1 キロワット時につき	28 円 61 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1キロワット時につき	16円52銭
------------	--------

7. ICC でんき低圧電力

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (b) 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

[ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります]

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。また、周波数は、標準周波数 60 ヘルツ（長野県の一部は 50 ヘルツ）といたします。

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別紙 1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (b) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000

附 則

この料金メニュー約款の実施時期

この料金メニュー約款は、2024年4月1日より実施します。

約款改定履歴

2019年	5月1日	制定
2019年	10月1日	改定
2020年	4月1日	改定
2022年	6月1日	改定
2023年	4月1日	改定
2024年	4月1日	改定

別紙 1 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2.誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものとしたします。
- b 出力がワット表示のものは、次のとおりとしたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) ×133.0パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット])	
出力 (馬力) ×	93.3パーセント
出力 (キロワット) ×	125.0パーセント

×70パーセント

5.その他

- (1) 1.2.3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めめます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙2 休日等

休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

別紙3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき50ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別紙 4 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1)主としてナイトタイムに通電する機能を有すること。
- (2)(1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。